

さくらの里山科・介護老人福祉施設重要事項説明書

(R0702版)

[1] 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人心の会
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 神成 裕介
事務局所在地	横須賀市小矢部四丁目19番4号
電話	046-850-3301
法人の理念	<p>(1) 人生を楽しんで頂くための福祉 すべての人が人生を楽しめる社会を目指す。</p> <p>(2) ノーマライゼーションの実現 高齢者も若者も、障害をもつ者も持たない者も、一緒に暮らせる社会を目指す。</p> <p>(3) 在宅福祉の充実 全ての人々が自分の家で一生をおくれる社会を目指す。</p> <p>(4) 伴侶動物福祉の発展 人と共に生きる伴侶動物を福祉の対象として、その生命と幸せを守る。伴侶動物が幸せな社会を創ることは、人が幸せな社会を創ることである。</p> <p>(5) 災害支援への協力 公共の福祉を担う社会福祉法人の使命として、災害被災地を支援する。福祉の設備と人材を活かし、遠方の被災地支援にも取り組む。</p>
他の介護保険関連の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ さくらの里 指定居宅介護支援事業（ケアマネジメント） 指定通所介護事業・第1号通所事業（デイサービス） ・ さくらの家二番館 （介護予防）指定認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム） ・ さくらの家三番館 （介護予防）指定認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム） ・ さくらの里山科 （介護予防）指定短期入所生活介護（ショートステイ）
他の介護保険以外の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業所 あすなろ学苑（就労継続支援B型） ・ 障害者グループホーム あすなろの家 ・ 衣笠障害者相談サポートセンター 相談室あすなろ ・ まちの診療所つるがおか（診療所）

[2] 施設概要

施設名	さくらの里山科
施設の目的	ご入居者様のご自宅として、個別介護サービスを提供し、地域の高齢者福祉の向上に取り組む
施設の運営方針	<p>(1) ご入居者様のご自宅となる ユニットがご入居者様お一人お一人のご自宅となることを目指す。ご入居者様のご自分の家にいた時と同じように、自由で、プライバシーが保たれ、楽しく、自立した生活を送れるよう最大限の努力と工夫をする。</p> <p>(2) 主役はご入居者様、職員は脇役 ユニットはご入居者様のご自宅なので、生活の主役はご入居者様である。職員はご入居者様の生活を支える脇役に徹する。ご入居者様お一人お一人の生活に職員が合わせ、ご入居者様本位の生活を作る。</p>

	<p>(3) 伴侶動物の命を救う 行き場のない犬や猫、特に年老いた犬や猫に生活の場を提供する。</p> <p>(4) 地域の防災拠点 非常時には、関係者とその家族並びに近隣の人が避難生活を送れる、防災拠点となる。</p>
実施事業	指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
介護保険事業所番号	1471904613
指定年月日	平成24年4月1日
運営体制	ユニット型10ユニット（各ユニット10名）
定員	100名
所在地	神奈川県横須賀市太田和5丁目86番地1
電話	046-857-6333
ファックス	046-857-7799
交通の便	横浜横須賀道路衣笠ICから5分、武山バス停より徒歩15分
建物概要	構造：鉄筋コンクリート4階建て 権利関係：自己所有 敷地面積4,108.03㎡ 延床面積4,368.77㎡
居室・共用施設の概要	<p>居室 全100室（各室約8畳） 完全個室制 全室に、空気清浄機能エアコン、温水洗面台、3段箆笥、加湿器設置</p> <p>ユニット 10室で1ユニットを構成 ユニットに、トイレ（暖房付）3か所、食堂居間（エアコン、床暖房付）、浴室（ミストシャワー付き）、脱衣所（トイレ付）を配置。</p> <p>共用施設 エレベーター2基、 中間浴室（車いす対応機械浴槽）1室（ショート専用） 特別浴室（寝たきり対応機械浴槽）1室（兼用） 職員室、事務室、医務室、看護師室、地域交流室、機能訓練室 厨房、洗濯室、汚物保管室（衛生室） 汚物用ダムウエーター2基</p>
緊急対応方法	<p>(1) 管理者（施設長）に必ず連絡がつく体制をとっています。</p> <p>(2) 日中は必ず常勤職員が施設におり、緊急対応を行います。</p> <p>(3) 夜間は、夜勤職員を2ユニットに1名置くのに加え、施設全体で宿直待機職員を1名置き、緊急対応を行います。</p> <p>(4) 入居者の健康上の急変においては、提携医療機関に連絡をとることとします。</p> <p>(5) 災害時等においては、法人事務局が緊急援助を行います。</p>
防犯防災設備 避難設備等の概要	<p>自動火災探知機設置、スプリンクラー、非常通報ベル、消防署自動通報装置を設置。地下に消防用防火水槽設置。</p> <p>非常階段2か所設置。各階においては2か所の通常階段、2か所のエレベーターに加え、2か所の非常口を設置。4か所の経路より避難可能。さらに2階ベランダより庭にも避難可能。合計5方向の避難経路確保。</p> <p>各ユニットの出入り口及び非常口には、ドアの開閉報知装置を設置。</p> <p>防犯のため、2か所の避難階段には24時間録画の監視カメラを設置。1階は夜間、外部からの侵入を感知する機械警備装置並びに事務室の機械警備装置を設置。</p>
損害賠償責任保険	株式会社 損害保険ジャパン
第三者評価	実施なし

[3] 職員体制

職員の職種	人員	保有資格
管理者（施設長）	常勤兼務 1名	介護支援専門員・社会福祉士
生活相談員	常勤兼務 3名	介護支援専門員
介護職員	常勤専従 30名以上 非常勤専従 25名以上	介護福祉士 40名
機能訓練指導員	常勤専従 1名	
看護職員	常勤兼務 2名、非常勤兼務 3名以上	
栄養士	常勤兼務 2名	管理栄養士 1名
調理師	常勤兼務 3名、非常勤兼務 1名以上	
調理職員	非常勤兼務 4名以上	
事務職員	常勤兼務 1名、非常勤兼務 4名	
医師	常勤兼務 1名	

[4] 勤務体制

昼間の体制	日勤 7時～16時、8時30分～17時30分、9時～18時、9時30分～18時30分、10時～19時、11時～20時、13時～22時、7時～11時、10時～14時、15時～19時、18時～22時
夜間の体制	2ユニットで夜勤1人 22時～翌朝7時

[5] サービス利用料等

サービス利用料等を別紙のとおり定めます。

[6] 利用料等の支払い方法

銀行口座からの自動振替による納入

かながわ信用金庫にご口座をお持ちの方は、そのご口座からの自動振替による納入が可能です。この場合、引き落とし日は各月末日となります。末日が土日祝日の場合は、次の平日（銀行営業日）となります。なお、かながわ信用金庫の支店は、どちらでも結構です。名義もどなたの名義でも結構です。また、自動振替の場合、手数料等は一切かかりません。

[7] 利用料等の返金について

1ヶ月以内の契約解除の申し出があった場合は、1ヶ月分の室料（76,500円）は原則としてご返金できません。

[8] 入居者が重度化した場合における対応に係る指針

(1) 入居者の日常的な健康管理

日々の入居者のバイタルチェック、体調の確認等は介護職員が行い、記録をとります。看護職員がその記録を確認し、入居者の健康管理を行います。また医療面の対応が必要な場合は看護職員が行います。必要に応じて、看護職員は配置医師、あるいは救急指定病院等と連絡をとります。

(2) 配置医師による健康管理

配置医師が、定期的に健康管理を行います。原則として入居時に入居者のカルテを作成し、初診を行うものとします。

(3) 急性期（入居者の状態悪化時を含む）における医師や医療機関との連携体制

入居者の状態悪化時等の急性期においては、配置医師、あるいはその他の医療機関に相談し、必要な措置を講ずるものとします。

(4) 入院期間中における居住費や食費の取り扱い

①居住費：入院期間中は、入居者負担と致します。

②食費：入院期間中は、食費の入居者負担はなしと致します。

[9] 入居中の生活に関する留意点

(1) 面会・外出・外泊について

入居者の家族の面会、入居者の外出、外泊は原則として自由とします。

(2) 所持品の持込について

所持品の持込については、自分の居室に納まる範囲であれば、一切の制限を設けません。

なお、最低限必要な所持品については、別紙にて定めます。

(3) 所持品の防災加工処理品指定について

消防署の指導に基づき、所持品のうち、カーテン類、敷物類（絨毯、ラグ等）、壁に掛ける布類（のれん等）は全て防災加工処理された物とすることとします。

また、寝具類（布団、毛布、枕等）及びリネン類（シーツ、カバー等）も可能な限り、防災加工処理された物とすることとします。

(4) 所持金の管理について

所持金を施設にて管理することを希望する入居者は、管理費として月額 1, 0 0 0 円を負担するものとします。施設は入居者本人名義の銀行口座に所持金を入金し、厳正に管理するものとします。

(5) 医療機関への通院について

提携医療機関より遠方の医療機関へ通院する場合は、家族の方にお問い合わせすることとし、家族の希望に応じて施設が通院の手伝いをする場合は交通費を家族が負担するものとします。

[1 0] 看取りに関する指針

看取りに関する指針を別紙のとおり定めます。

[1 1] 事故発生時の対応

(1) 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村・入居者代理人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事故の状況及び事故に関してとった処置については、記録いたします。

(3) 入居者に対するサービス提供に当たって施設の過失により事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して損害を賠償します。

(4) 職員が入居者に対して直接介護をしていない状況での事故、及び職員が入居者に対して直接介護をしている状況であっても、災害等の不慮の事態によって生じた事故は不可抗力の事故であるので、損害賠償を免責するものとします。

[1 2] 事故防止指針

(1) 事故の発生又は再発を防止するため、事故防止委員を設置します。

(2) 事故防止委員は 2 か月に 1 回事故防止委員会を開催します。

(3) 事故が発生した際は、発生した部署は経過記録と再発防止策をまとめた事故報告書を事故防止委員に提出します。

(4) 事故防止委員会は事故報告書を分析し、改善策を策定し、それを職員に周知徹底します。

(5) 事故防止委員会は、委員の中から事故防止担当者を任命します。事故防止担当者は、事故防止委員会の業務を推進することに責任を負うものとします。

(6) 事故防止担当者は外部の研修を受け、事故防止に関する理論と最新情報を学び、それを事故防止委員に伝えるものとします。

(7) 事故防止委員は職員に対して、事故防止に関する研修を実施します。

[1 3] 救急車の対応

入居者の事故、体調急変時において、施設が救急車を呼ぶ基準を、総務省消防局の基準に基づき次のとおり定めます。次の項目のいずれか一つ以上に該当する場合、救急車を呼びます。

① 意識がない

② 呼吸停止、心臓停止で人工呼吸または心肺蘇生が必要な状態

③ 呼吸困難

④ 激しい胸痛

- ⑤ 多量の吐血、下血
- ⑥ 麻痺が続いている
- ⑦ 怪我をして多量の出血がある
- ⑧ 腹部又は頭部を強打した後、痛みが強く、嘔吐や吐き気がする
- ⑨ 広範囲の火傷
- ⑩ 意識状態に異常をきたしている

[14] 非常災害対策

- (1) 施設は、非常災害に備えて消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防災管理者または火気・消防等についての責任者を定めています。
- (2) 施設は年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち1回は夜間または夜間想定訓練）を行うこととします。

[15] 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者にたいする指定老人福祉施設介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、職員に周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。また、定期的に計画を見直し、必要に応じて変更を行うものとします。

[16] 虐待防止

- (1) 理由の如何によらず、利用者に対する虐待及び虐待に類する行為は一切禁止し、職員が利用者に対する虐待を行った場合は、当該職員を厳しく処罰します。
- (2) 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための必要な措置を講じます。
- (3) 施設長は職員に虐待禁止の研修を徹底すると共に、虐待行為が行われないよう適切に職員を監督するものとします。

[17] 衛生管理

- (1) 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療器具の管理を適正に行うものとします。
- (2) 施設は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとします。

[18] 協力医療機関等

施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関等を定めています。

協力医療機関	衣笠病院
提携歯科医院	太陽の家 付属歯科診療所、 湘南グリーンクリニック

[19] 配置医師

配置医師	まちの診療所つるがおか	干場 純 医師 白井 輝 医師 大村 賢治 医師
------	-------------	--------------------------------

[20] 秘密保持

- (1) 個人情報使用について
入居者並びにその家族の個人情報については、個人情報使用同意書に基づき使用するものとします。個人情報使用同意書に定められていない使用は一切いたしません。
- (2) 職員の守秘義務
施設の職員は、業務上知り得た入居者並びにその家族の個人情報については、厳に秘密を守り一切口外しないことを、雇用契約書にて誓約しております。また、その守秘義務を退職後も厳守することも、雇用契約書にて誓約しております。

[2 1] 身体的拘束等について

- (1) 入居者の生命、安全の確保のためやむを得ない場合を除き、入居者の身体、及び拘束に類する行為は一切おこなわないものとします。入居者の生命、安全の確保のためやむを得ず拘束等を行う場合は、虐待・身体拘束防止委員会で検討を行い、入居者の家族に事情を説明し、同意を得るものとします。その際には拘束等の理由、方法、場所、時間、入居者の様子、対応を記録するものとします。
- (2) 施設は、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じます。
- (3) 施設は、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

[2 2] 職員研修

全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとします。

[2 3] 苦情相談機関

(1) 内部での苦情相談窓口

苦情受付担当者	さくらの里山科 (事務) 坂本 こそ恵 電話番号 046-857-6333 FAX番号 046-857-7799
苦情解決責任者	さくらの里山科 施設長 若山 三千彦 電話番号 046-857-6333 FAX番号 046-857-7799
法人苦情解決 総責任者	法人事務長 若山 加奈江 電話番号 046-850-3301 (心の会法人事務局) FAX番号 046-852-4040

(2) 苦情処理のための第三者委員

第三者委員	栗山会：栗田 敏彦
-------	-----------

(3) 外部苦情申し立て機関

横須賀市役所 民生局福祉こども部 介護保険課給付係	住所 横須賀市小川町11 電話番号 046-822-8253 (直通) 対応時間 8:30~17:15
神奈川県国民健康保険 団体連合会 (国保連) 介護保険課 介護苦情相談係	住所 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 対応時間 8:30~17:15
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会 事務局	住所 横浜市神奈川区反町3丁目17-2 電話番号 045-311-8861 Fax番号 045-312-6302 対応時間 9:00~17:00

※横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へお申出下さい。

【 説明同意欄 】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明し本書類を一部入居者に交付しました。

事業者 施設名 社会福祉法人心の会

さくらの里山科

住 所 横須賀市太田和5丁目86番地1

管理者氏名 施設長 若山 三千彦

説明者氏名 _____

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり上記のとおり説明を受け、その内容に同意し、本書類を一部受領しました。

入居者 住 所 _____

氏 名 _____

入居者代理人 住 所 _____

氏 名 _____

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____